



平成30年2月9日

各 位

株 式 会 社 光 ・ 彩
代表取締役社長 深 沢 栄 二
(J A S D A Q ・ コ ー ド 7 8 7 8)
問 合 せ 先
社 長 室 室 長 吉 田 貴
TEL 0551-28-4181

東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、過年度の決算短信等を訂正した件につきまして、平成30年1月26日付で株式会社東京証券取引所より、有価証券上場規程第502条第1項第1号に基づき、その経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり提出いたしましたのでお知らせいたします。

別添資料：改善報告書

以上

改善報告書

平成 30 年 2 月 9 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

株式会社光・彩
代表取締役 深沢 栄二



この度の過年度決算短信及び四半期決算短信、並びに有価証券報告書及び四半期報告書（以下「過年度決算短信等」といいます。）の一部訂正の件について、有価証券上場規程第 502 条第 3 項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出致します。

目次

1. 経緯	1
(1) 過年度決算訂正の内容	1
(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因	4
① 不適切な会計処理が発覚した経緯	4
② 内部調査委員会が実施した調査の内容	4
③ 調査の結果判明した不正行為等に係る会計処理の内容	6
2. 改善措置	11
(1) 不適正開示の発生原因の分析	11
① 根本的な原因	11
② 全般的な管理体制に関連する原因	13
③ 業務処理統制に関連する原因	15
(2) 再発防止に向けた改善措置	16
(3) 改善措置の実施スケジュール	20
3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識	20

1. 経緯

(1) 過年度決算訂正の内容

当社は、平成 29 年 9 月 25 日付「内部調査委員会からの調査報告書の全文開示に関するお知らせ」及び平成 29 年 10 月 16 日付「内部調査委員会からの追加調査報告書の開示に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、同日付で内部調査委員会より調査報告書及び追加報告書を受領いたしました。それらの指摘を踏まえ、平成 29 年 10 月 16 日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度決算短信等の一部訂正に関するお知らせ」及び平成 29 年 10 月 23 日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度決算短信等の



一部再訂正に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、同日付で過年度決算短信等の訂正を実施いたしました。訂正した過年度決算短信等の訂正内容及び業績に及ぼす影響については、以下のとおりです。

第1四半期決算短信（自平成28年2月1日至平成28年4月30日）

第2四半期決算短信（自平成28年5月1日至平成28年7月31日）

第3四半期決算短信（自平成28年8月1日至平成28年10月31日）

決算短信（自平成28年2月1日至平成29年1月31日）

平成30年1月期（第51期）

第1四半期報告書（自平成29年2月1日至平成29年4月30日）

【過年度決算短信等の訂正が業績に及ぼす影響額】

・連結財務諸表

（単位：千円）

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額
第48期 平成27年1月期 通期	売上高	2,800,111	2,800,111	0
	売上総利益	354,399	428,544	74,145
	営業利益	△24,362	48,922	73,284
	経常利益	△18,863	△16,181	2,682
	当期純利益	△66,893	△67,068	△175
	純資産	1,341,629	1,341,453	△176
	総資産	1,989,948	1,991,606	1,658
第49期 平成28年1月期 通期	売上高	2,558,706	2,562,150	3,444
	売上総利益	342,138	427,558	85,420
	営業利益	△79,862	2,021	81,883
	経常利益	△79,587	△107,407	△27,820
	当期純利益	△148,053	△194,504	△46,451
	純資産	1,178,802	1,132,176	△46,626
	総資産	1,865,279	1,860,174	△5,105

・財務諸表

（単位：千円）

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額
第48期 平成27年1月期 通期	売上高	2,821,345	2,821,345	0
	売上総利益	350,940	425,085	74,145
	営業利益	△610	72,674	73,284

	經常利益	△ 990	1, 691	2, 681
	当期純利益	△ 127, 284	△ 127, 460	△ 176
	純資産	1, 343, 496	1, 343, 320	△ 176
	総資産	1, 986, 931	1, 988, 589	1, 659
第 49 期 平成 28 年 1 月期 通期	売上高	2, 558, 706	2, 562, 150	3, 444
	売上総利益	321, 877	419, 881	98, 004
	営業利益	△ 80, 856	13, 609	94, 465
	經常利益	△ 80, 759	△ 95, 995	△ 15, 236
	当期純利益	△ 149, 279	△ 195, 730	△ 46, 451
	純資産	1, 178, 802	1, 132, 176	△ 46, 626
	総資産	1, 865, 279	1, 860, 174	△ 5, 105
第 50 期 平成 29 年 1 月期 第 1 四半期	売上高	514, 902	514, 902	0
	売上総利益	76, 437	92, 745	16, 307
	営業利益	△ 3, 056	10, 338	13, 395
	經常利益	△ 5, 789	3, 557	9, 346
	四半期純利益	△ 6, 606	2, 740	9, 345
	純資産	1, 157, 060	1, 119, 780	△ 37, 280
	総資産	1, 857, 221	1, 869, 163	11, 942
第 50 期 平成 29 年 1 月期 第 2 四半期	売上高	1, 005, 318	1, 005, 318	0
	売上総利益	161, 336	184, 825	23, 489
	営業利益	6, 926	34, 440	27, 514
	經常利益	2, 529	25, 104	22, 575
	四半期純利益	3, 198	21, 862	18, 664
	純資産	1, 166, 472	1, 138, 509	△ 27, 963
	総資産	1, 817, 324	1, 831, 127	13, 803
第 50 期 平成 29 年 1 月期 第 3 四半期	売上高	1, 490, 995	1, 490, 995	0
	売上総利益	232, 033	272, 616	40, 583
	営業利益	10, 681	48, 020	37, 339
	經常利益	3, 741	36, 941	33, 200
	四半期純利益	3, 468	32, 420	28, 953
	純資産	1, 166, 525	1, 148, 851	△ 17, 674
	総資産	1, 792, 500	1, 829, 212	36, 712
第 50 期 平成 29 年 1 月期 通期	売上高	1, 979, 900	1, 979, 900	0
	売上総利益	295, 444	358, 074	62, 630
	営業利益	2, 904	62, 756	59, 852
	經常利益	2, 990	58, 499	55, 509

	当期純利益	2, 195	51, 029	48, 834
	純資産	1, 165, 162	1, 167, 369	2, 207
	総資産	1, 799, 655	1, 859, 223	59, 568
第 51 期 平成 30 年 1 月期 第 1 四半期	売上高	494, 425	494, 425	0
	売上総利益	67, 298	79, 640	12, 342
	営業利益	△ 11, 132	788	11, 920
	経常利益	△ 14, 297	△ 863	13, 434
	当期純利益	△ 15, 827	△ 2, 848	12, 979
	純資産	1, 134, 448	1, 149, 634	15, 186
	総資産	1, 781, 868	1, 843, 294	61, 426

(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因

① 不適切な会計処理が発覚した経緯

当社の代表取締役は、東京国税局より要請を受け、平成 29 年 7 月 25 日に東京都内で行われた税務調査日程調整のための会談の中で、当社において、内容は不明であるが疑義のある取引が行われている兆候がある旨、及び当社の元経理責任者が当該疑義のある取引に関与している示唆がある旨が伝達されました。そこで当社代表取締役は即時に税務調査の開始を承認し、元経理責任者には税務調査日程を伝達せず、平成 29 年 7 月 27 日に税務調査が開始されました。当該税務調査の過程において、当社の元経理責任者による不正行為の疑義が発覚いたしましたので、当社は、平成 29 年 8 月 18 日本件疑義の全容解明のため、調査委員会を設置し、本格的な調査を開始いたしました。その結果、平成 29 年 9 月 25 日に調査委員会から一次調査報告書、平成 29 年 10 月 16 日に追加報告書を受領し、本件疑義と関連し、平成 25 年 11 月から平成 29 年 7 月にかけて計上された仕入及び買掛金の一部について、その実在性が認められず、架空の仕入及び買掛金が計上されていたこと、平成 29 年 1 月期末の貸借対照表において、棚卸資産の帳簿残高が過大計上されていたこと、平成 22 年 9 月から平成 29 年 7 月まで現金預金の着服等があったこと（以下、「本件不正行為」といいます。）が判明したため、平成 27 年 1 月期以降の財務報告において訂正を要する事項があると認め、過年度会計処理等を訂正すべきであると判断し、過年度の会計処理等を訂正するとともに、平成 29 年 10 月 16 日に平成 27 年 1 月期から平成 29 年 1 月期までの有価証券報告書及び平成 29 年 1 月期第 1 四半期から平成 30 年 1 月期第 1 四半期の四半期報告書について訂正報告書を提出し、続いて平成 29 年 10 月 23 日にその一部を再訂正し、提出致しました。

② 内部調査委員会が実施した調査の内容

a 委員会の構成

委員長 三谷 和久（真法律会計事務所 弁護士）

委員 新里 清高（埴原法律事務所 弁護士）

委員 紺谷 宏（税理士法人丸の内ビジネスコンサルティング 公認会計士）

内部調査委員の三谷和久弁護士及び新里清高弁護士は、当社の顧問弁護士であり、2名とも当社の監査等委員を務める2名の弁護士がそれぞれ所長を務める法律事務所に所属しています（監査等委員である弁護士2名が、監査等委員就任前は当社の顧問弁護士でした。）。紺谷宏公認会計士は、当社の顧問税理士法人に所属する公認会計士です。

現在、当社は、三谷弁護士の法律事務所に対しては、売掛金の未収問題など取引先とのトラブル対応、M&A案件の相談、依頼等を行っております。具体的な案件としては、年に1件程度となっています。新里弁護士の法律事務所に対しては、ビジネス契約書、株主総会対応などについて相談、依頼を行っており、その頻度は月に1回程度となっております。従いまして、案件の数、弁護士費用の額という両方の側面において、「法律事務所が当社に依存する」、「当社が法律事務所に依存する」という関係にはありません。

顧問税理士法人については、これまで年に1～2回、当社より日常の税務相談を行っているほか、税務調査時の対応や、年に一回本決算前に税務チェックを行うために来社して税務申告書の確認等を行っており、月次での巡回は依頼していません。従いまして、顧問税理士法人との関係はごく一般的な税務代理業務の委嘱であり、業務の内容や税理士報酬の両方の側面において、双方の依存度は通常の度合いであると認識しております。

内部調査を中立的に進めるためにも、何を、どのように調査するかについては、当社からの指示等は何も行わないことを徹底いたしました。これは、当社の監査等委員である弁護士についても同様です。また、3名の内部調査委員の判断と指示に従い、帳簿等の資料提出に速やかに応じることができるよう努めてまいりました。社員を聴取する際にも、調査委員のみで実施し、当社の取締役及び従業員は同席しないようにいたしました。よって、上記の第三者性の点を除いては、日本弁護士連合会が策定した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」を全て遵守しており、調査対象及び調査方法の決定、並びに、調査報告書の作成等は、全て本調査委員会のみによって、当社から独立して遂行されたものであると認識しております。

b 調査の目的

- ・ 本件不正行為に関する事実関係の認定、発生原因及び問題点の調査分析並びに修正を要する会計処理の適正性・妥当性に関する検討
- ・ 本件不正行為に関する内部統制、コンプライアンス、及びガバナンス上の問題点の調査分析
- ・ 判明した原因に基づいた再発防止策の提言

c 調査対象期間

平成22年2月から平成29年7月まで

d 調査期間

平成29年8月18日から平成29年10月16日

なお、本件では、不正行為を行った元経理責任者（以下「調査対象者」といいます。）が本件不正行為によって取得した財産を可及的速やかに回収するため、不正に取得した財産の調査・

確保や、所有権移転登記等の初動対応が重要であり、平成 29 年 7 月 28 日には事実上、調査が開始されていきました。

e 調査方法

- ・ 調査対象者及び調査対象者の妻及び実父に対するヒアリング
- ・ 当社の退職者を含めた経理課員、経理責任者ら合計 10 名に対するヒアリング
- ・ 当社の代表者、取締役（退職者を含む）及び会計監査人に対するヒアリング
- ・ 当社の帳簿、預金通帳、請求書、領収証その他の資料に加え、調査対象者の預金通帳、クレジットカードの取引履歴、使用していたパソコン、フリーメール、手帳等の資料の調査及び、調査対象者の両親の預金通帳については任意提出を受けた範囲で精査
- ・ 調査対象者が購入した不動産を管理すべく自ら株式会社を設立していたため、同法人名義の預金通帳等の精査（任意で提出を受けた範囲に限る）
- ・ 調査対象者が購入した 10 件の不動産、自動車、自動二輪車及び高級時計その他の動産について、その時価評価も含め調査

③ 調査の結果判明した不正行為等に係る会計処理の内容

内部調査委員会の調査の結果、最終的な被害金額の総額は 4 億 5 0 万 8 7 2 4 円であると認定されました。

(1) 内訳

- ・ オンライン決済を悪用した自身の口座へ乙金融機関の当座預金から不正送金：
1 2 5 6 万 2 8 7 0 円
- ・ 上司から請求書等のために印鑑を借りた際に調査対象者自ら不正に払戻伝票に押印し、又は調査対象者が自己管理することとなった印鑑を不正に払戻伝票に押印し、甲金融機関より不正出金：
2 億 1 8 6 2 万 5 8 3 9 円
- ・ 本来は廃棄すべき銀行口座のキャッシュカードを悪用して、不正出金：
1 億 5 1 1 4 万 7 0 0 0 円
- ・ 現金売上等の着服、及び現金回収された売掛金債権の着服：
1 8 1 7 万 3 0 1 5 円

(2) 不正行為の具体的方法

イ) オンライン決済を悪用した自身の口座へ乙金融機関の当座預金から不正送金

- ・ 時期
平成 22 年 9 月から平成 24 年 9 月
- ・ 頻度
1 回あたり 6 万円から 1 7 0 万円ほどの送金を 25 回
- ・ 合計金額

1 2 5 6 万 2 8 7 0 円

- ・ 態様

総合振込票では当座預金照合表に振込先が印字されないことを悪用し、調査対象者名義の銀行口座へ旧式システムによるオンライン決済により振込を行っていました。

- ロ) 上司から請求書等のために印鑑を借りた際に調査対象者自ら不正に払戻伝票に押印し、又は調査対象者が自己管理することとなった印鑑を不正に払戻伝票に押印し、甲金融機関より不正出金

- ・ 時期

平成24年12月から平成29年5月

- ・ 頻度

1回あたり100万円から400万円ほどの金額、最大で1回あたり3200万円の金額を64回

- ・ 合計金額

2億1862万5839円

- ・ 態様

調査対象者は、業務上、当社の領収証、請求書その他の証明書に印鑑（丸印と呼称される。）を必要とすることがありました。前任の元経理課長のB氏が退職した後、一時は調査対象者が保管していましたが、しばらくして現社長室長兼管理部次長（注）（以下「現社長室長」といいます。）のA氏が管理するようになりました。丸印が必要な時はA氏に理由を説明して申請し、A氏が丸印を捺印するルールでした。しかし、調査対象者はB氏が平成25年4月末に退職した後、平成27年7月に管理職ではないリーダー職に昇格しましたが、組織上は直属の責任者が不在の状態になったことから、事実上の経理責任者であり、また、B氏の退職直後は調査対象者が丸印を管理していたことから、いつでも自身で押印が可能な状態でした。その後、A氏が丸印を管理するようになってからは、調査対象者が押印申請簿を添えて申請すれば、特に疑われることもなくA氏から一時的に丸印を借用することが可能な状態にありました。なお、この丸印は、本会社における小口現金口座の届出印でもありました。かかる状況を利用し、調査対象者は丸印を借り出した際に、自ら取り寄せた白紙の払戻請求書に丸印の捺印を行いました。そして、その払戻請求書を銀行窓口へ持ち込み、現金を引出し、着服していました。以上が、調査対象者の説明であります。B氏の退職後一時的に丸印を自ら保管していた状況に鑑みれば、この時期に調査対象者が丸印を不正利用していた可能性があります。なお、調査対象者の隠蔽工作について、不正に引出した現金については、材料費を架空計上し、当該材料費にかかる買掛金を普通預金から支払ったものと仮装して帳簿上の処理を行っていました。丸印は、本来銀行印に流用すべきものではありませんが、出張の多い代表取締役へ逐一銀行印の申請を行わなくて済むように、当初は小口現金の補充用を目的として、距離的にも近い甲金融機関の届出印鑑として丸印が流用されていました。

(注：平成30年4月1日に専従の内部監査室長の就任が決定し、社長室長（内部監査担当）との兼務については解消される予定です。なお、社長室長（内部監査担当）と管理部次長の兼任期間における自己監査（自部門の監査による利益相反）の問題につきましては、顧問税理士法人に決算財務報告プロセスを含む経理部門の内部監査を委託しており、自己監査の問題は生じておりません。))

ハ) 本来は廃棄すべき銀行口座のキャッシュカードを悪用して、不正出金

・ 時期

平成27年6月から平成29年7月

・ 頻度

ほぼ全ての回で1回あたり100万円の金額を152回

・ 金額

1億5114万7000円

・ 態様

平成27年3月末、本会社の東京・銀座営業所が閉鎖されました。これに伴い、営業所より、小口現金用の普通預金口座の通帳とキャッシュカードを郵送で返却するとの連絡を受け、調査対象者がこれを受取りました。他の経理課員は、当然に解約の手続が行われるものと認識していましたが、調査対象者は、当該普通預金口座を解約せず、更なる着服を実行する目的で利用することとしました。すなわち、調査対象者は、甲金融機関からの着服と並行して、乙金融機関の当座預金よりオンライン決済を悪用して自身が保管するに至った当該普通預金口座へ資金移動した上、入手したキャッシュカードを使用しATM（主に時間外）で現金を不正に引出し、着服していました。なお、当該キャッシュカードは調査対象者自身が代表を務める法人の本店より発見されましたが、通帳は着服の事実を隠蔽するために廃棄されたと推測され、本改善報告書提出時点においても発見されていません。横領を隠蔽する方法は、上記と同じく「材料費を架空計上する」というものでした。ただし、材料費を過大に計上し続けてきたことによって損失も膨らんできたため、当社が予測する業績の数字と大きく乖離するおそれが出てきました。そこで、平成29年1月期期末の決算の際に、在庫（主に金）のグラム数を過大に転記し証憑を偽造するなどして在庫を水増しし、会社の予測する業績と大きく乖離が生じないように在庫数値を操作していました。

二) 現金売上等の着服、及び現金回収された売掛金債権の着服

・ 時期

平成25年3月から平成27年10月

・ 頻度

平成25年3月4日：売掛金の現金回収200万円

平成25年3月28日：売掛金の現金回収100万円

平成25年6月14日：現金回収された売掛金債権の着服のうち19万8015円

平成25年7月11日：サマーフェアの売上金又は釣銭20万円

平成26年4月25日：現金回収された売掛金債権の着服のうち300万円

平成27年7月10日：ジュエリーフェアの売上現金1177万5000円

- ・ 金額

1817万3015円

- ・ 態様

- i. 売掛金の着服

当社の本社で現金を受領する場合のうち、ジュエリーパーツの小口の売掛金については、一定程度、現金が貯まるまで、金庫内で保管することとしています。そして、一定程度の現金が貯まった時点で、経理課員が振替伝票を作成し、責任者の承認を受けた上で、口座に入金する仕組みとなっていました。このような中、調査対象者は、現金回収された売掛金の一部を4回にわたって着服しました。着服の事実を隠蔽するため、実際には入金されていない現金を帳簿上普通預金への入金として記帳することで伪装しました。

- ii. 現金売上の着服

当社は、年に2回、ジュエリーの展示即売会（当社ではジュエリーフェアと呼んでおります。）を開催しています。このジュエリーフェアにおいて、釣銭や貴金属の買い取り資金として多額の現金が準備されますが、調査対象者は売上高及び残存釣銭用現金の一部を着服していました。なお、元経理課長のB氏が退職する以前は、金融機関に依頼し、現金を持ってきてもらう様にしており、当社の従業員が、金融機関の窓口で現金出金することはありませんでした。本社で現金を受領する場合のうち、ジュエリーフェアの際、取り扱う現金は以下のとおり管理され、口座に入金されます。まず、事前に釣銭用現金を用意しておき、ジュエリーフェア初日が終了すると、売上げ帳簿とレジ内の現金（売上げ及び残存釣銭用現金）を突合し、金額が一致することを確認した上、現金を本社内の金庫で保管します。ジュエリーフェア2日目終了後も同様です。ジュエリーフェア終了の翌日、金庫内の現金（売上高及び釣銭用現金残額）を口座に入金します。口座への入金方法は、B氏退職前までは、金融機関に当社まで取りに来てもらい、口座への入金処理を行っていましたが、B氏退職後、正確な時期は不明ですが、調査対象者が現金を金融機関まで持ち出し、口座へ入金するようになりました。

(3) 財務諸表の修正事項

追加調査を踏まえて当社が行った連結財務諸表及び財務諸表の修正の主な内容は、以下のとおりです。

- ・ 着服による資金を帳簿上流出させるための架空材料費（当期製品製造原価、材料費）の計上を取り消すと共に、不正な着服金額については、調査対象者への請求を行うため長期未収入金（投資その他の資産）を計上しました。
- ・ 平成29年1月期及び平成30年1月期第1四半期は、上記の着服の事実を隠蔽するために過大計上された棚卸資産（仕掛品、商品及び製品）を再計算し、適正な残高へ修正

しました。

- ・ 調査対象者への請求予定額である長期未収入金については、新しく発生した長期未収入金（平成30年1月期第2四半期発生分）から優先して回収額を充当し、充当しきれなかった、より古い期の長期未収入金に対して貸倒引当金を設定する会計方針を採用し、必要な貸倒引当金の計上を行いました。不動産の回収可能価額については、当社が鑑定した評価の結果を踏まえ、より保守的な検討を行いました。具体的には、当社の評価額191百万円に対し、会計上は174百万円の評価額を採用しました。
- ・ 上記訂正を踏まえた消費税、法人税等の訂正及びその他必要な訂正を行いました。なお、現在も引き続き国税局の調査（審査）が継続中であることから、消費税、法人税等の訂正は当局からの指摘事項を踏まえ、より保守的な見積りを行いました。

(4) 適切な会計処理による影響額

本件不正行為に関連し、過年度決算訂正による財務諸表の主要項目への影響額は、以下のとおりです。

・ 連結財務諸表

(単位：千円)

	平成27年1月期 通期	平成28年1月期 通期
売上高	0	3,444
売上総利益	74,145	85,420
営業利益	73,284	81,883
経常利益	2,682	△ 27,820
当期純利益	△ 175	△ 46,451
純資産	△ 176	△ 46,626
総資産	1,658	△ 5,105

・ 財務諸表

(単位：千円)

	平成27年1月期 通期	平成28年1月期 通期	平成29年1月期 通期	平成30年1月期 第1四半期
売上高	0	3,444	0	0
売上総利益	74,145	98,004	62,630	12,342
営業利益	73,284	94,465	59,852	11,920
経常利益	2,681	△ 15,236	55,509	13,434
当期純利益	△ 176	△ 46,451	48,834	12,979
純資産	△ 176	△ 46,626	2,207	15,186

総資産	1,659	△ 5,105	59,568	61,426
-----	-------	---------	--------	--------

(5) 本件関係者の処分

当社は、今回の事態の重要性に鑑み、今後このような事態を二度と発生させないため、以下のとおり、代表取締役の役員報酬を自主的に返上いたしました。

代表取締役 本人の申出に基づき月額報酬 30% 減額 4か月

なお、調査対象者は、懲戒解雇処分といたしました。

2. 改善措置

(1) 不適正開示の発生原因の分析

① 根本的な原因

a 取締役の責任に対する認識及び理解の欠如

上場企業を運営する上で最も重要で基本となる内部統制を含むコーポレートガバナンス（会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組み）に対する取締役それぞれの責任に対する認識及び問題意識が不十分であり、規程類をはじめとする内部統制の整備及び運用状況の確認やリスク管理体制を構築できておりませんでした。

取締役が当社の内部統制を含む企業統治の仕組みに対する認識及び問題意識が不十分になった背景として、以下の理由が挙げられます。ジュエリー業界はここ数年、消費者の節約志向や価格競争の激化により業界環境及び利益の確保が非常に厳しくなっており、そのような逆風の中で当社は代表取締役が営業部門、製造部門、開発部門の陣頭指揮を執り、地金在庫の紛失・盗難リスクについては重要視し、対策に注力していました。一方で、経理部門については、当社の職人気質で相互牽制が弱く不正を防止するという観念がもともと薄い組織風土の中で、内部統制が機能しておらず潜在的に不正リスクが高まっていました。しかし、代表取締役は経理部門では問題が表面化していなかったことから、深く関心を持たず、課題として認識することができませんでした。当社の取締役は、営業部門等の陣頭指揮に注力する代表取締役に対し、経理部門の内部統制について調査・検討を促すことはなく、代表取締役の職務執行に対する監督を十分に果たせておりませんでした。

また、当社の取締役は、規程や業務マニュアルが適切に整備されず、それらの遵守を軽視する組織風土が醸成されていたにも関わらず、その組織風土の改革を実行できず、取締役としての内部統制に対する責任の認識及び理解が不十分であったため、社内全体の規範意識や不正防止に対する低い意識について、取締役全体として問題認識することもできませんでした。

b 規程等を軽視する組織風土

職人気質である当社の業務スタイルは属人的になりがちであり、前述のとおり、当社の歴史において、規程や業務マニュアルに沿って業務を実施し、相互に牽制し合いながら業務を遂行するということを軽視する組織風土が醸成されていました。経理部門に関しては、大きな問題がこれまで一度も表面化してはいなかったものの、創業者（前代表取締役であり現在も取締

役)の時代から、職人気質であった現場に対する考え方と同様に、経理部門についても内部統制が確保できているかという確認を取締役会で議論する風土に欠けていました。後継者の現代表取締役になってもその取締役会の風土はそのまま踏襲され、経理部門の内部統制の実態は問題視されることはありませんでした。

取締役会や監査役会、平成28年4月に監査役会設置会社から移行した監査等委員会では、代表取締役が与信問題、地金管理等の目先の現場業務に課題があると考え、監査等委員会へ情報提供してまいりました。しかし、取締役会及び監査等委員会(監査役会)は代表取締役が深く関心を持っていなかった経理部門に関する情報提供がなかったため、経理部門の規程等をはじめとする内部統制の整備状況についての認識が不十分でありました。そして、前述のとおり、経理部門ではこれまで特に大きな問題が表面化したこともなかったため、適切な内部統制が構築されているかどうかについて、代表取締役以外の他の取締役は、取締役会や監査等委員会(監査役会)に確認の必要性等を進言することもなく、取締役会や監査等委員会(監査役会)で議論されたこともほとんどありませんでした。

本来であれば、規程及び業務マニュアルに沿って業務が行われ適時にチェックされているか否かについて、取締役会や監査等委員会(監査役会)が、たとえ代表取締役からの情報提供がなくても、内部統制の構築に対して責任があることを自覚し、積極的に提議し議論するべきでありました。

c 代表取締役の経理体制を含む内部統制に対する認識不足

経理課については、平成26年5月に当社の代表取締役と当社の会計監査人との面談の際に会計監査人から監査資料の提出遅延やスキル不足についての報告や指摘がありました。これを当社の代表取締役は、単純なマンパワー不足や経理課の経験不足の問題と捉え、その対策として、管理部部长候補の募集を手配し、一方で、平成26年11月には決算対応の補助として当時の会計監査人より紹介された外部のコンサルタントへ業務を依頼しました。その後、代表取締役は、平成27年3月に、他上場企業の経理責任・開示担当の経験者である執行役員兼CFO管理部部长を採用(ただし、平成27年6月末に一身上の都合により退職し、その後採用活動は続けていましたが、適任者がおらず管理部部长は本件不正行為が発覚するまでの間、不在でした。)し、経理課に配置しました。代表取締役はこれらの対応を行ったことで、経理課の体制の不備については重要な課題ではなくなったと考えました。執行役員兼CFO管理部部长が退職した後も、会計監査人から監査に必要な書類の提出遅延などについて話がありましたが、代表取締役の意識は同時に始まった監査報酬の交渉に移り、経理課の内部統制について深刻な問題であるという意識が薄れ、当社の代表取締役は問題が解決したものと誤認してしまいました。代表取締役はこれらの対応を行ったことで、経理課の体制の不備については重要と考える議題ではなくなったと考え、内部統制の問題であるという認識ではなくなったことから、取締役会や監査等委員会(監査役会)において他の取締役等と深く議論を行いませんでした。しかし、本来であれば、会計監査人という外部からの指摘に対しては、単なる人員の補充に止まらず、関連する内部統制に不備がないかどうか、他の内部統制に影響するものではないか等、内部統制に広範囲に影響を及ぼす可能性を考慮し、取締役会又は監査等委員会で慎重に議論し、

会社全体の内部統制への影響も考慮して対策を検討するべきでした。しかし、取締役会及び監査等委員会（監査役会）で深く議論し根本的な原因を究明し対策を実施しない等、代表取締役の内部統制の整備・構築に対する認識が不十分でした。

当社は、これまで規程や業務マニュアルに基づいた内部統制を構築できておりませんでした。当社の相互牽制が弱い組織風土にあって、経理部門は人的な能力に依存して辛うじて統制が保たれておりました。このような中、代表取締役は、平成 22 年 4 月に当時常務取締役であった現社長室長を、金額的に多額かつ重要ですが、しかし目先の課題である地金管理問題の解決のためジュエリー事業部に異動させ、経理業務から外したことにより、相互牽制が効かない経理体制へと陥ることとなりました。また、このような人員配置の変更によって、経理部門の内部統制やリスク管理体制が損なわれていることについて、代表取締役はじめ取締役の認識が不十分でした。代表取締役は、人員配置の変更による内部統制への影響を慎重に検討し、規程及び業務マニュアルを改訂する必要があるか等の内部統制の整備、運用状況を取締役会や監査等委員会（監査役会）において議論し、適時に改善するべきでした。しかし、取締役会や監査等委員会（監査役会）は代表取締役に人員の配置に関するリスクを提言してきませんでした。

また、経理部門の人員不足に対し、新規採用や人事ローテーション等で必要な人員を適切に確保せず、取締役会全体で適切な人員配置についての議論も不十分でした。

経理体制については、今回の不祥事による一連の過年度決算短信等の訂正についても、調査対象者にこれまでの決算財務報告に関する業務や権限が集中し、調査対象者が業務から外れると外部の専門家に委託せざるを得ない状況になる等、決算財務報告に関してもマニュアル化や内製化ができておらず、訂正作業に関連した事務的な不備が起きるなど、経理体制の脆弱さが浮き彫りになりました。

d 取締役会及び監査等委員会（監査役会）の監督・監査機能の不十分性

取締役会及び監査等委員会（監査役会）も会計監査人とのコミュニケーション等で経理課の体制が不十分であることを知り、これらの状況を把握していながら、代表取締役と同様に軽視し、内部統制に与える影響や代表取締役の内部統制に対する認識不足について指摘や問題提起をしないなど、取締役会及び監査等委員会（監査役会）としての監督・監査機能が不十分でした。

② 全般的な管理体制に関連する原因

a 取締役の曖昧な役割分担

取締役の役割分担は、具体的な役割分担がなくとも代表取締役が重要と認識する課題については、各取締役の知見に基づく助言により適時に解決されていたため、明確に設定されていませんでした。本来であれば、それぞれの取締役の職務や内部統制の整備に対する責任が明確にされ、代表取締役の職務執行の監督機能やリスク管理体制を含む内部統制が適切に構築されるよう、網羅的に役割を設定するべきでした。

b 取締役会での議題の網羅性、十分性の不足

規程類をはじめとする内部統制の整備・維持、運用状況について、取締役会での主要な議題にならず、取締役会の議題に網羅性と十分性が不足していた原因は、第一に、常勤取締役として当社の内部問題に常に触れている代表取締役が取締役会への提議の主導権を握り、代表取締役が課題・問題と考えているテーマを優先して議論してきたためです。次に、各取締役は経理部門の内部統制が不十分であったにも関わらず、代表取締役が提案する議題について、内部統制の観点から網羅性や十分性が不足していることについて検討や進言を行わず、代表取締役が提議した議題については各取締役の知見に基づいて議論を行っていましたが、取締役としての責任を認識し自発的な議題の提案を行ってきませんでした。このように、取締役会が代表取締役の監督権限の行使に対し、受け身であったことが原因であると認識しております。

本来であれば、取締役会が内部統制の構築・維持・監督にも責任あることを明確に各取締役が認識し、取締役会、監査等委員会（監査役）または内部監査を担っていた現社長室長にも、経理課を含め規程等の適切な整備・運用がなされているかという内部統制の視点から、取締役会での議題に網羅性があり十分であるかの検討を求めるべきでした。

c 内部監査の不十分性

内部監査を担当している現社長室長は、平成 28 年 5 月の監査等委員会設置会社への移行に伴い、組織的には既に担当を外れていた管理部部長としての職務の一部を担い兼務することとなりました。現社長室長は他の業務との兼務になったことから、内部監査に関与する時間が不足しがちであり、経理部門に対し十分な時間を割いて内部監査を行うことができておりませんでした。しかし、代表取締役は、平成 27 年の 7 月以降、調査対象者を管理する組織上の責任者が不在であったにも関わらず、調査対象者を過度に信用し、特に大きな問題が表面化していなかった経理部門に対する内部監査の内容を吟味しておりませんでした。このことが要因となり、経理部門に対する内部監査が不十分であることを認識できず、経理部門の業務が調査対象者によって規程・ルールどおりに行われていない実態について把握できませんでした。そのため、監査手法の見直しを指示したり、内部監査要員を増員するなどの対策が必要であるとの認識に至らず、監査役から引き継いだ形式的な内部監査を部分的に行わせるだけであったため、内部監査によって本件不正行為を未然に防止したり、不正の兆候を早期に発見することができませんでした。

なお、取締役会は、代表取締役が内部監査体制の不備等を認識できておらず、経理部門に対する内部監査が不十分になっていること、及び内部監査に関する規程やマニュアルが古いままになっていることを指摘しないなど、代表取締役への監督が不十分でありました。

d 監査役会・監査等委員会による監査

平成 28 年 4 月以前の監査役会設置会社では、主に常勤監査役が業務・会計監査を実施していましたが、監査計画や監査手法について監査役会で検討や見直しを行ったこともなく、監査役会で引き継がれてきた監査手続を踏襲してただけで、調査対象者から虚偽の書類を提出されていたこともあり、本件不正行為を発見することはできませんでした。

また、平成 28 年 4 月に監査等委員会設置会社に移行してからは、監査役の業務・会計監査

は内部監査を担当することとなった現社長室長に移管されました。しかし、監査等委員会は、前述のとおり、特に大きな問題が表面化していなかった経理部門に対する内部監査が不十分であることを、内部監査との連携や情報共有が不十分であり、認識することができませんでした。このため、現社長室長に対し内部監査の改善に係る具体的指示を出すこともできず、内部監査が不十分であった結果、本件不正行為を発見できず、不正な財務報告を許す結果となりました。

e 内部通報制度の形骸化

当社では、内部通報制度として、当社の監査等委員である埴原一也取締役（弁護士）の事務所を山梨県内の窓口として、内部通報制度を設定し社内掲示により周知しておりましたが、各部門の従業員に対し1度、制度の趣旨や利用方法を具体的に伝達しただけで、利用された実績は限られており実質的には設置されていただけのものとなっていました。内部通報制度を実質的に運用し、各部門の従業員が当該制度の趣旨等を正しく認知していれば、本件不正行為に関連して、不正の端緒が発見される可能性が高まったものと認識しております。

f 会計監査人とのコミュニケーション不足

会計監査人からの経理体制に関する指摘について、代表取締役は単なる人員不足等として軽視したことや、会計監査を受けていれば不正も防止・発見できると誤認していたこと、及び、前述のとおり、経理部門についてはこれまで大きな問題が表面化しなかったこともあり、会計監査人とのコミュニケーションは、経理体制の脆弱性についての指摘を受けるなどしましたが、前述の対策を行ったのみで、当社から具体的に内部統制の問題に深く踏み込んだ疑問をしないなど、形式的なやりとりになっていました。

また、監査等委員会（監査役会）も内部監査に対する監査実施状況のモニタリングや指示、内部監査の組織体制、人員等の実施体制の構築についての役割分担が曖昧であったため、監査等委員会及び内部監査と会計監査人との積極的な意見交換、情報提供等のコミュニケーションも上記のとおり形式的なものとなっていました。

③ 業務処理統制に関する原因

a 規程や業務マニュアルの整備及び運用の不備

当社では、平成7年10月の株式上場にあたり、一通りの社内規程等は整備しておりましたが、その後、組織や職務の実態が変化しているにも関わらず、取締役会及び監査等委員会（監査役会）は、規程の改訂について各事業部及び管理部に指示等を行ってこなかったこと、及び内部監査では社内規程等の整備状況を監査項目に設定していなかったため、社内規程等の不備を発見できませんでした。このため、社内規程等の一部は平成6年8月以降改訂がなされておらず、細かい業務の運用はこれまでの慣行や、その時々現場の判断に任されていました。前述のとおり、職人気質である当社の業務スタイルは属人的になりがちであったため、業務のマニュアル化がなされておらず、また、業務のマニュアル化を推進させるための指示も行ってこなかった結果、業務が属人化し、規程や業務マニュアルの遵守を軽視する組織風土を醸成する

一因となりました。

b 職務権限規程、職務分掌規程の形骸化

平成 27 年 6 月末の執行役員兼 CFO 管理部部長が退職した後、継続的に採用活動は行っていたものの、調査対象者を管理する責任者が不在となったことで代表取締役が調査対象者を直接管理する責任者になり、経理課の人材も定着しないなかで、一定の知識や経験のある調査対象者に経理業務に関する権限が集まり、職務分掌や職務権限を曖昧にし、調査対象者がルール違反を行っていても、他の経理課員や他部門の従業員は、それがルール違反であると認識するに至らず、本件不正行為の発覚が遅れる結果となりました。

経理業務における不祥事防止というコンプライアンスへの認識が不十分であり、現金の入出金や会計システムへの仕訳入力について、調査対象者が単独で実行できる環境を放置し、ダブルチェック体制が構築できていなかったことについて、各取締役が経理部門への関心が薄く、内部統制の構築に対する責任の認識も薄かったため、代表取締役をはじめとする取締役はこれらの状況を認識できていませんでした。また、兼務の現社長室長及び調査対象者以外には人材が定着しなかったことから、会計や決算開示に精通した人材がおらず、決算処理等の詳細な分析、総勘定元帳の内容確認等によって、会計処理の内容や問題点について十分な検証を行う体制を構築していなかったため、単独での不正な会計処理を許す結果となりました。

(2) 再発防止に向けた改善措置

① 取締役の責任に対する認識及び理解の向上（前記 (I) ① a に対応）

各取締役が東京証券取引所有価証券上場規程第 445 条の 3 に定められたコーポレートガバナンス・コードの基本原則を尊重して上場会社の運営を行う必要があることを強く意識し、取締役会に求められる内部統制やリスク管理体制についての果たすべき役割を再認識いたします。そのために、各取締役が内部統制に対して果たすべき役割や職務を改めて明確化し、各取締役がそれらを認識したうえで取締役会で決議を行いました。左記の取締役決議を各取締役が遵守し行動することで、上場会社としての適正な組織運営がなされるよう努めてまいります。具体的には、取締役のコンプライアンス研修に関する制度を定め、上場企業の取締役として果たすべき役割や内部統制や適時開示に関する最新の知識を取締役会全体として共有し、必要な議論を行い適正な事業運営を行ってまいります。なお、平成 30 年 1 月 29 日に柴山聡取締役（監査等委員）が全取締役を代表して日本 CSR 普及協会主催の内部統制研修への参加し、その報告がメールにて取締役全員に共有され、次回の取締役会でその内容を確認し当社の内部統制において参考にすべき事項がないか等を議論することとしております。このように今後は、取締役が年 4 回（研修参加は 1 月、4 月、7 月、10 月とし直近では平成 30 年 4 月を予定しております。）の外部研修（取締役の法的責任の知識など）に参加し内部統制やコンプライアンスに対する意識を向上させ、取締役としての責務を確実に果たせるよう努めてまいります。

② 組織風土の改革と規程運用委員会の設置（前記 (I) ① b に対応）

規程運用の視点で内部統制の実効性を確保することを目的として、規程運用委員会を設置い

たしました。規程運用委員会は現監査等委員の柴山聡取締役を委員長とし、「規程運用委員会設置規則」を平成30年1月26日の取締役会にて承認いたしました。規程運用委員会の設置により、規程・業務マニュアルをタイムリーに策定又は改訂できる組織体制を整え、各規程に対応する業務マニュアルを改めて策定又は改訂します。各事業部については代表取締役を中心に規程等を策定し、経理課については管理部部長を中心に経理規程の見直しをいたします。そして、決算財務報告に関する業務マニュアル、内部監査項目の見直し等を外部の専門家（当社の顧問税理士法人）へ依頼して策定を行います。

規程運用委員会は、四半期に一度、内部監査の一環として当社の全般的な内部統制が保たれているか否かの視点で規程の整備状況の検査を徹底し、運用状況に不備が発見された場合は、速やかに取締役会へ報告し、取締役会は不適正な運用を行っている部門の責任者へ是正を指示するとともに改善状況の報告書を提出させ、規程の運用に基づく組織風土へと変革をいたします。

③ 代表取締役の経理体制を含む内部統制への認識不足への対応（前記(I)①cに対応）

社外取締役が多数を占める当社の取締役会において、代表取締役は社内問題に最も多く接する機会がありましたが、管理部門の業務への関与及び理解は営業部門や製造部門への関与に比べて不十分であったため、会計監査人からの経理体制の不備に関する指摘を受けても内部統制に対する影響について深く検討しておりませんでした。このような代表取締役の内部統制全般に対する認識不足に対し、前述①の取締役の研修参加とは別に、自己の意識改革と代表取締役として果たすべき責務を改めて認識する目的で、年4回（研修参加は1月、4月、7月、10月とし直近では平成30年4月を予定しております。）の内部統制やコンプライアンスに関する外部研修（全社的リスクマネジメントなど）への参加を義務付け、取締役会にて報告を行うよう制度を整えます。

④ 組織・人員の適正配置と管理部門の牽制機能の強化（前記(I)①c、③bに対応）

本件不正行為発覚前から不在であった管理部次長を現社長室長と兼務させることで組織体制を改めて整備いたします。また、上記の兼任を解消し、管理部門の統制を強化するため、専従の管理部部長の採用を引き続き進めてまいります。なお、経理課と総務課で相互に関連する業務については相互に確認を行うよう規程や業務マニュアルを整備し、牽制機能も強化してまいります。

現状の経理課員に対しては、各自の課題を細分化・目標化し、達成期日等を記載した表を用いて業務の標準化・見える化を実施するとともに、ここ数年実施されていなかった会計・税務・開示等に関する外部研修に受講するための教育制度を改めて構築し、知識やスキルの向上による管理部部長候補の内部育成も継続して実施してまいります。

さらに、会社全体の適正な人員配置を可能とするため、従業員の新規採用の拡充を行い、また、毎週開催している社員会議において、代表取締役より全従業員に対し当社の経営理念や行動指針を改めて周知徹底いたします。そして、各部門の責任者には管理者研修などの外部の研修やセミナーへ参加させ、全従業員に対してコンプライアンス研修を実施するなど教育体制を

見直し、人事ローテーションを実施できる環境を整えてまいります。人事ローテーションに際しては従業員の適正性を検討し、社内のコンセンサスを得たうえで、各部門の業務に支障が出ないか、実行可能性を慎重に検討してまいります。なお、上述の業務スキルの標準化と見える化の徹底により、人事ローテーションをスムーズに実施できるよう社内体制の改善を行ってまいります。

また、経理部門の牽制機能を強化させるため、人員の補充や配置転換を行い、業務の実行者と承認者を厳格に分離できる体制を整え、規程や業務マニュアルに基づく運用と複数の担当者で読み合わせを行うなど経理課員相互の牽制を強化し、ダブルチェック体制を整えてまいります。

⑤ 適時開示体制の強化（前記(Ⅰ)①cに対応）

適時開示体制については、当社の適時開示に関する特性やリスクを分析し検討を行ったうえで、平成30年4月末を目途として適時開示に関する当社の方針や開示基準等を取締役会で決定しホームページにて公表いたします。今後は、適時開示体制を適切に整備し、投資家の皆様をはじめとする利害関係者の皆様に対し速やかに必要な情報を提供できるよう適時開示の精度とスピードの向上に努めてまいります。

なお、適時開示業務にかかる知識の向上を目的として、管理部門の責任者及び開示の担当者は、東京証券取引所が開催する適時開示セミナーに各人の知識・経験に応じて年間計画を編成して参加いたします。セミナーに参加した管理部門の責任者は、その内容について代表取締役へ報告書を提出し、適時開示の体制強化に努めてまいります。

⑥ 取締役会及び監査等委員会の監督・監査機能の強化及び取締役の役割分担の明確化（前記(Ⅰ)①d②a、bに対応）

取締役会及び監査等委員会においては、代表取締役の職務執行の適正性に関する監督という観点のみならず、適切な内部統制が構築・維持され、運用されているか、他の取締役と共有すべき重要な情報はないか等という観点からも、網羅的かつ十分な議題が選定されているか否かについて、取締役会及び監査等委員会の開催前に各取締役へ議題の確認を行います。そして、追加すべき議題・内容があればその議題や内容を追加し、取締役会や監査等委員会で議論できる仕組みを整え、各取締役が各自の知見に基づく立場から議論を主導し、取締役会及び監査等委員会の議論を活性化させ、監督・監査機能を強化いたします。

また、取締役の役割分担を明確にし、内部統制を含む当社の業務全般を漏れなく対象とするよう取締役の職務を各取締役の知識と経験に基づき内部統制全般に責任があることはもちろん、個別の役割も設定して職務を分掌し、それを取締役会決議によって決議し、取締役会が内部統制の構築・維持に対して責任を有していることを改めて取締役全員で認識し責任の所在を明確化いたします。

⑦ 監査等委員会監査及び内部監査の実効性の確保（前記(Ⅰ)②c、dに対応）

内部監査室長の採用が決定し、平成30年4月1日より独立して内部監査を行うよう組織体

制を強化いたします。さらに、監査等委員、内部監査室長及び外部の専門家（当社の顧問税理士法人）を中心に内部監査規程を見直し、内部監査マニュアル及びチェックリストを策定し、各部門が規程及び業務マニュアルに則り業務を行っているかを効果的に監査し、監査等委員会及び内部監査室による監査の実効性を高めてまいります。

具体的には、経理部門に対する監査をこれまで引き継がれてきた監査手法ではなく、仮に不正行為や不適切な会計処理を行っていたとしても、それらを隠ぺいする時間的猶予を与えないよう抜き打ち監査等も導入いたします。さらに、監査等委員会への報告方法を見直し、監査手続きや不備の内容、結論に至った根拠を記載させるなどして充実させ、報告時だけでなく、不正の兆候等を発見した場合は、逐次監査等委員会へ報告するよう内部監査の実効性を確保いたします。

また、現任の柴山聡監査等委員を内部監査への関与を深めるため、専従の内部監査室長の任命後1年間を目途として週に一回程度、内部監査室長と内部監査規程の見直し、監査計画の策定への関与、監査調書の査閲、監査手続きの確認や問題点の検討、内部監査の能力向上の施策に対する意見交換などを行い、総務課が議事録担当として議事内容を記録し、当該議事内容を監査等委員会で共有し議論することで監査等委員会と内部監査室との連携を強化いたします。なお、上記1年経過後も内部監査室からの相談窓口として、関与を継続いたします。

⑧ 内部通報制度の周知徹底及び外部窓口の運用開始（前記(Ⅰ)②eに対応）

新たに内部監査室及び従来とは別の監査等委員（県外）への通報窓口を設置いたしました。社外（県外）にも通報窓口を設置することで、通報者の匿名性を担保し、心理的負担を軽減して内部通報制度をより充実させてまいります。また、代表取締役より口頭及び掲示にて当該制度の趣旨や意義や具体的な通報事例について社員への周知徹底を改めて実施いたします。（従来の弁護士事務所のほか、東京の弁護士事務所を追加し、通報者が通報先を複数選択できるような環境を整備いたします。）

⑨ 会計監査人との連携強化（前記(Ⅰ)②fに対応）

代表取締役、監査等委員会、内部監査室長及び経理責任者は会計監査人との連絡をより緊密に取り、財務会計に関する問題点や内部統制に関する気づきや不正の温床になりそうなポイントがないか、積極的に意見交換・情報提供を行います。そして、速やかに打合せの内容と課題について取締役及び従業員が取締役会及び監査等委員会に報告し、議論いたします。さらに、会計監査人による定例の監査報告会とは別に年に二回以上（本改善報告書提出時点では、平成30年8月及び平成31年1月を予定）、会計監査人と代表取締役との面談を実施するよう連携を強化してまいります。

⑩ 規程や業務マニュアルの整備による業務プロセスの改善及び職務権限規程等の見直し（前記(Ⅰ)③a、bに対応）

預金通帳、小口現金の管理方法、支払管理等の日々の業務について、業務マニュアルを策定し、印章、オンラインバンキング、休眠口座等の取り扱いについても規程や運用を見直し、規

程や業務マニュアルを各従業員が遵守し業務を行うよう業務プロセスを改善してまいります。

これらの規程や業務マニュアルが遵守されるための体制を再構築するため、職務権限規程や業務分掌規程を組織体制に合わせて随時見直し、全ての従業員が当社で果たすべき自己の役割と責任を自覚し、適正な業務運営と内部統制の確保に努めてまいります。

(3) 改善措置の実施スケジュール

No	改善措置	措置項目	→ 施策検討・整備 → 運用及び継続的改善																		
			平成30年1月期			平成31年1月期															
			12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月										
①	役員の責任に対する認識及び理解の向上	コンプライアンス研修制度の制定	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
②	組織風土の改革と規程運用委員会の設置	規程運用委員会の設置	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
③	代表取締役の経理体制を含む内部統制への認識不足への対応	内部統制やコンプライアンスに関する外部の研修参加を義務付ける	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
④	組織・人員の適正配置と管理部門の牽制機能の強化	専従の管理部長を採用	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
		経営理念や行動指針の徹底	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
		全従業員にコンプライアンス研修を実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
		業務スキルの標準化と見える化	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
		外部研修に受講するための教育制度を改めて構築	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
		人員の増員等による牽制強化	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
⑤	適時開示体制の強化	適時開示方針の公表	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
		適時開示体制の整備・強化	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
⑥	取締役会及び監査等委員会の監督・監査機能の強化及び取締役の役割分担の明確化	議題の網羅性・十分性の確認・議論	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
		役割分担の明確化	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
⑦	内部監査の実効性の確保	専従の内部監査室長を採用	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
		監査等委員の内部監査への関与を強化	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
		規程等の整備による内部監査の見直し・報告方法の見直し	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
⑧	内部通報制度の周知徹底及び外部窓口の運用開始	通報窓口の追加設置と社内への伝達	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
⑨	会計監査人との連携強化	継続的な意見交換・情報交換と社内議論の充実	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
⑩	規程や業務マニュアルの整備による業務プロセスの改善及び職務権限規程等の見直し	規程及び業務マニュアルの整備	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	

3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

このたびの当社の元経理責任者（調査対象者）の不正行為による不適切な会計処理により、平成27年1月期から平成30年1月期第1四半期までの決算数値を訂正するとともに、決算発表を遅延させたことにより、株主・投資家の皆様をはじめとした全ての利害関係者の皆様に、ご迷惑とご心配をおかけしたことを心より深くお詫び申し上げます。

今回の事態の根本原因について代表取締役および取締役一同が猛省していくとともに、今後は、二度とこのような事態を起こさないように、本報告書でご説明申し上げた「再発防止に向けた改善措置」を不退転の決意のもと、全社一丸となって着実に実行し、内部管理体制を強化して信頼の回復に取り組んでまいります。

以上